

商品概要説明書

(令和2年6月1日現在)

1. 商品名	・ニュースーパー定期預金
2. ご利用可能な方	・個人のお客さま
3. 預入期間	・定型方式 1年、2年、3年、4年、5年 ・自動継続型のみの取扱いとなります。
4. 預入方法等 (1) 預入方法 (2) 預入金額、単位	・当組合の本支店の窓口でお預入れできます。 ・1円以上、1円単位
5. 払戻方法	・口座開設店の窓口で満期日以後に元金と利息を払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続時には、原則として、店頭に表示するこの定期預金の利率を適用します。 <単利型> <ul style="list-style-type: none"> ・お預入れ期間が2年未満の利息は、満期日以後に一括して支払います。 ・お預入れ期間が2年以上の利息は、中間利払日（お預入れ日から満期日の1年前の応答日までの間に到来するお預入れ日の1年毎の応答日）と満期日に分割して支払います。 ・中間利払日に支払う利息は、お預入れ日または前回の中間利払日から今回の中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で利息を計算します。 <複利型> 預入期間3年以上が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、6か月毎の複利の方法で利息を計算します。
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・20.315%の源泉分離課税（国税15.315%・地方税5%） ※ ただし、マル優を利用の場合を除きます。 ※ 平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となっております。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・総合口座取引により定期預金の90%（最高200万円）を限度として貸越を利用することができます。 ※貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率となります。 ・お預入れ期間2年のものは中間利払利息を定期預金とすることができます。
10. 中途解約時の取扱い	・やむをえず満期日前に解約する場合は、後述の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに支払います。
11. 金利情報	・窓口にお問い合わせください。
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または下記のご相談窓口にお申出下さい。 【ご相談窓口 大同信用組合 リスク管理統括部】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6541-2906 住 所：〒550-0014 大阪市西区北堀江1-4-3 ・紛争解決措置 公益社団法人 民間総合調停センター（電話：06-6364-7644） 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記ご相談窓口または「大阪地区しんくみ苦情等相談所」・「しんくみ相談所」にお申出下さい。また、お客さまから前記弁護士会仲裁センター等に直接お申出いただ

	<p>くことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的な内容は仲裁センター等にご照会下さい。</p> <p>【一般社団法人大阪府信用組合協会 大阪地区しんくみ苦情等相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：06-6941-1441 住 所：〒540-0026 大阪市中央区内本町 2-3-9</p> <p>【一般社団法人全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電話番号：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-1</p> <p>なお、苦情処理措置・紛争解決措置の対応等については、当組合ホームページでもご覧頂けます。</p> <p>※ホームページアドレス http://www.daido.shinkumi.jp/</p>
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。
14. 中途解約利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当組合がやむをえないものと認めて満期日前に解約する場合は、約定したお預入れ期間に対する実際のお預入れ期間に応じて、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て）により計算した利息（複利型の場合は6か月複利の方法で計算した利息）とともに支払います。 <p>(1) 約定したお預入れ期間が1か月以上3年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×50% ③ 1年以上3年未満・・・約定利率×70% <p>(2) 約定したお預入れ期間が3年以上4年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×20% ③ 1年以上2年未満・・・約定利率×30% ④ 2年以上3年未満・・・約定利率×50% ⑤ 3年以上4年未満・・・約定利率×70% <p>(3) 約定したお預入れ期間が4年以上5年未満で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上1年未満・・・約定利率×10% ③ 1年以上2年未満・・・約定利率×20% ④ 2年以上3年未満・・・約定利率×40% ⑤ 3年以上5年未満・・・約定利率×70% <p>(4) 約定したお預入れ期間が5年で、実際のお預入れ期間が下記の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満・・・解約日における普通預金利率 ② 6か月以上2年未満・・・約定利率×10% ③ 2年以上3年未満・・・約定利率×30% ④ 3年以上4年未満・・・約定利率×50% ⑤ 4年以上5年未満・・・約定利率×70% <p>(5) 但し、上記(1)から(4)の中途解約利率が解約日における普通預金の利率を下回るときは、その普通預金の利率によって計算します。</p>